	請願文書表
受理年月日及び番号	令和2年11月5日 第27号
件 名	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう改めることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津敦子国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」(以下、「中高層条例」といいます。)や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」(以下、「ワンルーム条例」といいます。)があり、「説明会」の開催について定めてあります。しかし、現在の規定には恣意的な解釈の入り込む余地があるなど曖昧な部分があり、有効性と実効性が伴わない事態を招いています。

文京区で起こる建築紛争は、「説明会」における説明が不十分であることにも 一因があり、例えば小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」を巡っては、 近隣住民らが「第3回説明会」の開催を要望して、一度は事業者側も開催する ことを約束しながら一方的に反故にしたために紛争が尖鋭化し、今なお地元区 民らに丁寧に説明することをしようとせず、紛争は長期化しています。

「説明会」は単に形式的に行えば済むというものではなく、両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもとで、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であるはずです。

そこで、両条例における「説明会」の規定について、事業者にとって分かり やすく、区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすくするよう区に働き かけていただきたく、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者にとって分かりやすく、 区民にとって使いやすく、区にとって指導しやすく改めてください。(具体的 には以下のようなことをお願いしたいと考えています)
- ○「説明会」を開催する時は「区にも事前に通知する」という規定を加え、区 も「説明会」を傍聴するなど参加できるようにする。
- ○「説明会」において隣接・近隣住民が出した「意見書」や「質問書」について、事業者は「見解書」や「回答書」を出し、それらを区にも提出するような規定を設け、区が状況を把握しやすく、またタイムリーに指導できるようにする。
- ○事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という努力義務規定を加え、事業者がこれまで以上に丁寧な対応を心がけることで紛争化を防ぎ、区も一層の努力を促せるようにする。
- ○「説明会」での説明事項については、隣接・近隣住民側が確かに説明を受けたことを区が確認する規定を加え、紛争化を防ぐ。
- ○「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、 説明が不十分であるにも拘わらず工事を強行して、紛争が拗れたり尖鋭化し たりするのを防ぐ。